

許  
し  
ま  
せ  
ん  
!

病院内での

「暴力」

「セクハラ」

「迷惑行為」

絶  
対  
に  
対  
し



当院では

「暴力」「セクハラ」「迷惑行為」等が行われた場合には、  
診療不可能と判断し  
退院・退去していただきます。



京都府医師会



京都府警察

監修：三木明子(筑波大学医学医療系)、横内昭光(慈恵大学法人事務局総務部付渉外室顧問)、佐藤太郎(聖路加国際病院院長付参与)

本ポスターは、科学研究費補助金「病院における患者・家族の暴力に対する医療安全力を高める体制の醸成(基盤研究C 課題番号:25463288)」の助成を受け作成したものです。